

管理区域に立入らず1MV未満のX線装置のみを扱うE君の場合

管理区域に立ち入ることなく、放射線またはX線(「それらを発生させる装置」および「エレクトロニックキャプチャディテクターを装備したガスクロ」を含む)を利用する場合。放射線障害防止法の規制を受けない密封線源を取扱う場合。



E君

東工大では教育訓練が必要となります。(教育区分:C区分)

(すでに利用している人で新規教育訓練を1度も受講したことがない人も受講が望ましい。)

1MV未満のX線装置のみ取扱者(C区分)講習会は4月、10月(年2回開催予定)

新規教育訓練のお申込が1ヶ月前から始まりますのでWebから申込・C区分の講習会を受講してください。

※C区分に関しては講習会の受講のみです。

次年度から継続教育訓練を受講する必要はありません。

※C区分の方は特殊健康診断(放射線)の受診は必要ありません。

放射線管理区域外にあるX線装置の利用に関しては
研究室によって異なります。各装置の管理者、研究室等にお問合せください。

ガラスバッジについて(C区分) ★NEW 2018/9/27更新

【見直し前】

ガラスバッジの着用を推奨



【見直し後】

通常の使用においてはX線が漏れることはありませんが、万が一の故障に備えて作業される方は、電子ポケット線量計を使用してください。

(ガラスバッジと異なり無記名式ですので、研究室ごとに必要数をご用意ください。)

【見直しの理由】

市販されている1MV未満のX線装置*は、外部放射線による被ばくの恐れがないように作られていますが、これまで本学では万が一の故障に備えてガラスバッジの着用を推奨してきました。しかしながら、線量報告データの受け取りまでタイムラグがあることから、今後はリアルタイムに線量確認がおこなえる電子ポケット線量計を推奨することにしました。

- * エックス線照射ボックス付きエックス線装置であって、外側での実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えないように遮へいされた照射ボックスの扉が閉じられた状態でなければエックス線が照射されないようなインターロックを有し、当該インターロックを労働者が容易に解除することができないような構造のもの(平成13年3月30日 厚生省労働基準局長通達 基発第253号)

放射線またはX線を発生させる装置

「放射線またはX線を発生させる装置」とは、各種X線解析装置などで判断に迷われる場合は放射線総合センターにお問合せください。

X線装置の機器の例: <http://www.ric.titech.ac.jp/anz/x-rayichiran.pdf>

1MeV未満のX線装置を購入する方または設置する方

1MeV未満のX線装置を購入や設置に関しては、施設運営部安全企画室 安全管理グループ(内線:3409)にお問合せください。